

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：部活動指導員 学校教育課】

令和８年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１ 募集人数 １人

２ 募集職種 部活動指導員 学校教育課（部活：吹奏楽部）

３ 業務内容

- （１）コンクールや大会・練習試合等にかかる生徒の引率
- （２）部活動の練習、大会・練習試合等にかかる技術指導（吹奏楽部）
- （３）部活動の運営等に関するアドバイス
- （４）部活動中の生徒指導（活動中の保護者対応を含む）
- （５）事故が発生した場合の対応（応急処置、医療機関への搬送手配、教職員への報告）
- （６）種目規則に従っての審判や役員
- （７）その他、市教育委員会が定める職務

【業務内容の変更範囲】：なし

４ 募集対象

◎次のいずれかに該当する者。ただし③④は運動部のみ、⑤は文化部のみとする。いずれも実施前に健康診断を受診し、健康な者。

①教員免許を有する者

②教職経験を有する者

③日本スポーツ協会公認指導者資格を有する者

④滋賀県スポーツ協会加盟競技団体の認める有資格指導者で競技経験や指導経験のある者

⑤学校教育において児童生徒を対象とした指導経験が複数回あり豊富な指導実績を有する者

◎地方公務員法第１６条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎学校教育法第９条の各号のいずれにも該当しない者

５ 応募受付期間 令和８年８月６日（木）から令和８年８月２０日（木）

６ 応募方法

ハローワークを通してご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。また、選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を添付した履歴書

③教員免許状の写し または 日本スポーツ協会公認指導者資格の写し または 滋賀県スポーツ協会加盟競技団体の認める資格の写し または 指導実績証明書

④筆記用具

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範

圏内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市教育委員会事務局学校教育課

「会計年度任用職員（部活動指導員）採用担当者」まで 077-528-2633

7 選考日時及び選考会場

令和8年8月21日（金）9時30分～ 大津市役所別館2階 教育委員会室2

※受付は9：15より大津市役所別館2階 学校教育課前で受付します。

8 選考方法 面接試験及び小論文

9 結果発表 受験者本人宛に、7日以内に、可否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日（予定）まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし 翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。
勤務地	大津市立中学校のうち大津市教育委員会が指定する中学校 ※年度途中による配置転換の可能性有
勤務地変更の可能性	1 あり ➡（ 学校間において配置転換を行う場合があります。 ） 2 なし
勤務日	週5日（原則 平日4日、土曜日又は日曜日どちらか1日） ※ただし、学校行事等により勤務日を変更する場合があります。また、学校行事等により週休日の振替を行う場合があります。
休日	原則平日1日、土曜日又は日曜日どちらか1日、その他学校長の指定する日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 任用期間に応じて付与 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	前期：平日16時00分～18時00分 土休日8時30分～12時30分（原則） 後期：平日16時00分～17時00分 土休日8時30分～12時30分（原則） ※平日：前期2時間、後期：1時間程度 土休日4時間程度（原則） 年間512時間以内（原則）
基本給	時給1,730円
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月75,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合も職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	給与等支給日：翌月20日 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。